

(抄)

防官企第4607号

25.3.29

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛大臣

平成24年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画の一部変更及び平成25年度の防衛省における政策評価の実施について(通達)

防官企第11967号(24.9.7)により通達した平成24年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画の一部変更を別添1のとおり、及び平成25年度の防衛省における政策評価の実施について別添2のとおり定めたので、通達する。

関連文書：防官企第11967号(24.9.7)

添付書類：1 平成24年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画の一部変更(略)

2 平成25年度の防衛省における政策評価の実施について

平成25年度の防衛省における政策評価の実施について

- 1 防衛省における政策評価に関する基本計画（23.3.31。以下「現行基本計画」という。）において、防衛省の政策評価は、平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（平成22年12月17日安全保障会議決定・閣議決定。以下「防衛大綱」という。）及び中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（平成22年12月17日安全保障会議決定・閣議決定。以下「中期防」という。）の実現のため実施することとされているところ、平成25年度の防衛力整備等について（平成25年1月25日安全保障会議決定・閣議決定。以下「25整備方針」という。）により防衛大綱及び中期防の取扱いについての方針が示されたことから、平成25年度に限り、次に掲げるところにより政策評価を実施することとする。
 - （1）平成25年度の政策評価については、現行基本計画第1項中「平成27年度までの5年間」とあるのは「平成25年度までの3年間」と、第2項第1号①中「防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画」とあるのは「平成25年度の防衛力整備等について」と、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱（以下「防衛大綱」という。）及び中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）（以下「中期防」という）」とあるのは「平成25年度の防衛力整備等について（以下「25整備方針」という。）」と、同号②中「防衛大綱及び中期防」とあるのは「25整備方針」と読み替えるものとする。
 - （2）政策評価を実施する対象の選定及び政策評価書の作成に当たっては、原則として現行基本計画の規定に従いつつ、25整備方針の趣旨及び平成26年度概算要求の検討を踏まえて行うものとする。
- 2 平成26年度以降の政策評価は、25整備方針に基づき平成25年中に行われる防衛大綱の見直しの結果を踏まえ、平成25年度中に定める基本計画に基づき実施することとする。